部を改正する規則をここに公布する。 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給に関する規則の一

令和四年三月三十一日

奈良県知事 荒 井 正 吾

奈良県規則第五十号

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給に関する規則 の一部を改正する規則

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給に関する規則

平

を -	第五号様式中	_	第二号様式中「		第一号様式中	成二十六年十二月
年 月 日	年月日性				フリガナ	成二十六年十二月奈良県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。
	别 男·女	に改める。	性 別 を	に改める。	上	ように改正する。

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、 令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 い う。 療等に関する法律に基づく特定医療費の支給に関する規則 規定により提出されている申請書は、この規則による改正後の難病の患者に対する医 る法律に基づく特定医療費の支給に関する規則(以下「改正前の規則」という。 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の難病の患者に対する医療等に関す の相当規定により提出されたものとみなす。 (以下「改正後の規則」と \mathcal{O}
- 3 の規則の規定にかかわらず、 この規則の施行の際改正前の規則の規定による用紙で現に残存するものは、 当分の間、 所要の調整をして使用することができる。 改正後